

厚 管 政 第 204 号
平成 22 年 3 月 15 日

静岡県国民健康保険団体連合会理事長 様

静岡県厚生部管理局政策監
福祉こども局こども家庭室長
障害者支援局障害福祉室長

乳幼児医療費助成事業、重度障害者（児）医療費助成事業及び
母子家庭等医療費助成事業の事務手続きについて（通知）

日ごろ、乳幼児医療費助成事業、重度障害者（児）医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業の支払事務に関しましては、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会へ委託している支払事務において、事務の効率化を図るため、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、県ホームページに掲載している各医療機関を対象とした、「乳幼児医療費助成事業の現物給付に係る医療機関等の事務手続き」についても改正しましたので送付します。

記

○変更点

医療機関及び薬局から静岡県国民健康保険団体連合会に提出される医療費請求書（乳幼児医療費助成事業）及び医療費明細書（重度障害者（児）医療費助成事業（注）、母子家庭等医療費助成事業）の提出方法について、従来の紙媒体による提出に加え、磁気媒体での提出を可能とする。（平成 22 年 4 月診療分から適用）

なお、磁気媒体による提出については、「静岡県単独福祉医療費助成制度 CSV 形式による記録方法」に基づき提出するものとする。

注：重度障害者（児）医療費助成事業の受給者証に「給付制限有り」（※）の記載がある場合は、従前どおり紙媒体のみの提出とする。

※内部障害 3 級及び 65 歳以上の新規受給者のうち入院費用が対象外とされている受給者

担 当

政策監付企画スタッフ	電話番号	054-221-3357
こども家庭室母子係	電話番号	054-221-3309
障害福祉室知的障害福祉係	電話番号	054-221-2367